

議案第82号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「33万円」を「43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第19条の2中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第2項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。」」を「とする。」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年内に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円を超えない世帯に係る納稅義務者</u></p>

て同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並び

ア～エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特

にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 省略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税

定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 省略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税

義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

第六条 新令第五十六条の八十九及び附則第十八条の八の規定は、令和三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 第三項中「並びに第九条の九の五第二項及び第三項」及び「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第九条の九の四」に改め、同項の表第九条の九の四第二項の項中「第九条の九の四第二項」を「第二項」に改め、同表第九条の九の四第三項の項中「第九条の九の四第三項」を「第三項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に」を「同項に」に改め、同表第九条の九の四第三項第一号の項中「第九条の九の四第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第九条の九の四第二項第二号の項中「第九条の九の四第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第九条の九の四第三項第三号の項中「第九条の九の四第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第九条の九の四第三項第四号の項中「第九条の九の四第三項第四号」を「第三項第四号」に改め、「若しくは第三百二十二条の三十九の四第一項」を削り、「第三百二十二条の十一の二第一項若しくは「若しくは第三百二十二条の十一の二第一項」に改める。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第八条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「若しくは第五十五条の四第一項」を削り、「第六項」を「第六項若しくは」に改め、「若しくは第五十五条の四第一項」を削り、「第六項若しくは」に改め、「若しくは第七十二条の三十九の四第一項」を削り、「第三百二十二条の十一の二第一項若しくは「若しくは第三百二十二条の十一の二第一項」に改める。

(号外第 184 号)

二項の項中「第九条の九の四第二項」を「第二項」に改め、同表第九条の九の四第三項の項中「第九条の九の四第三項」を「第三項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に」を「同項に」に改め、同表第九条の九の四第三項第一号の項中「第九条の九の四第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第九条の九の四第二項第二号の項中「第九条の九の四第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第九条の九の四第三項第三号の項中「第九条の九の四第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第九条の九の四第三項第四号の項中「第九条の九の四第三項第四号」を「第三項第四号」に改め、「若しくは第三百二十二条の三十九の四第一項」を削り、「第三百二十二条の十一の二第一項若しくは「若しくは第三百二十二条の十一の二第一項」に改める。

内閣総理大臣 高市早苗
財務大臣 麻生太郎
総務大臣 晋三
安倍晋三

第四十八条の十六の二第三項中「三百二十一一条の八第二十三項」を「三百二十一一条の八第三十
五項」に改める。

第四十八条の十六の三第一項中「第四十八条の十五の五第一項」を「第四十八条の十五の四第一項」
に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第五十六条の八十九第一項中「金額は、三十三万円」を「金額は、四十三万円〔納稅義務者並びに
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者（法第七百三十条の四十項第一号
に規定する特定同一世帯所屬者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する
者（前年中に法第七百三十条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給
与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与
等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金
等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三十条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五
条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を
受けた者（年齢六十五歳未満の者については当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、
年齢六十五歳以上の者については当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、
給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二
以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た
金額を加算した金額」に改め、「（法第七百三十条の四十項第一号に規定する特定同一世帯所屬者をい
う。以下国民健康保険税について同じ。）」を削り、「場合には、四十三万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た
金額を加算した金額」に改め、「（法第七百三十条の四十項第一号に規定する特定同一世帯所屬者をい
う。以下国民健康保険税について同じ。）」を削り、「場合には、四十三万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た
金額を加算した金額」に改める。

第五十七条の二中「第三百二十二条の八第二十四項」を「第三百二十二条の八第三十六項」に
改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をい
う。以下この条において同じ。）」を削り、「同条第一号中「連結事業年度に該当する期間を除く。以下この
条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。」」を削り、「又は連結事業年度」及び「又
は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第四項」に
改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をい
う。以下この条において同じ。）」を削り、「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の
額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五
十三条第三十六項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額
は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控
除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号口「又は連
結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五
十三条第三十六項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額
を削り、「第三百二十二条の八第二十四項」を「第三百二十二条の八第三十六項」に改める。

第五十七条の二の三中「第三百二十二条の八第二十五項」を「第三百二十二条の八第三十七項」に
改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をい
う。以下この条において同じ。）」を削り、「同号口」に「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得
税額等相当額」を削り、「第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六
十六条の九の三第三項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十
三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、
「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び
「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同号口「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五
十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び
「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号口「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号口「又は連
結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「同号口」に「又は連
結事業年度」を削り、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改める。

第四十八条の十二		市町村民税の中間納付額		都民税の中間納付額
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
市町村長	都知事	当該都民税	当該市町村民税	当該市町村民税
市町村内	都内	都民税額	市町村民税額	市町村民税額
市町村民税で	都民税で			

第五十七条の二の表第四十八条の十三第二項の項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三
十八項」に改め、同表第四十八条の十三第八項の項中「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条的
十三第七項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三
第八項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」に改め、同
表第四十八条の十三第九項の項中「第四十八条的十三第九項」を「第四十八条的十三第八項」に、「同
条第二十六項」を「同条第三十八項」に改め、同表第四十八条の十三第十項、第十三項、第十四項、
第十六項、第十七項及び第十九項の項中「第四十八条的十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、
第十七項及び第十九項」を「第四十八条的十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及
び第十八項」に改める。

第五十七条の二の二中「第三百二十二条の八第二十四項」を「第三百二十二条の八第三十六項」に
改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をい
う。以下この条において同じ。）」を削り、「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の
額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五
十三条第三十六項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額
は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控
除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号口「又は連
結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五
十三条第三十六項」に改め、「同号口」に「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額
を削り、「第三百二十二条の八第二十四項」を「第三百二十二条の八第三十六項」に改める。

第五十七条の二の四中「準用する法第三百二十二条の八第二十六項」を「準用する法第三百二十一
条の八第三十八項」に改め、同号口「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を
「第五十三条第三十八項」に改め、同号口「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第三十八項」に改め、同号口「又は連
結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「同号口」に「又は連
結事業年度」を削り、「第三百二十二条の八第二十六項」を「第三百二十二条の八第三十八項」に改める。
第五十七条の四中「連結事業年度」を削り、「第三百二十二条の八第十九項」を「第三百二十二条の八
第三十一項」に改める。



(抜 粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和2年9月4日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百六十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「においては」を「には」に、「三百二十二条の八第二十項」を「三百二十二条の

八第三十二項」に、「によつて」を「により」に、「あん分」を「^{あん}分」に改める。

第六条の九の二第二項第一号及び第二号中「又は連結事業年度」を削り、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「三百二十二条の十一の三第一項」を削る。